

堂本知事が諮問を強行！

本日 農業会議

午前 10 時

県自治会館6階ホール

皆さん、注目して下さい！

千葉県農業会議は 農地取り上げ申請を 「不許可」とすべきです

“農地は農民の命です”

—— 耕作者・市東孝雄さん



「開拓で荒れ地を切り開き、地をばうようにしてつくりあげた農地には祖父の代からの汗と涙がみついています。農地は農民の命です」

成田空港会社が成田市の専業農家・市東孝雄さんから農地を強引に取り上げようと知事に申請している問題で、堂本知事は、一昨日（12日）、千葉県農業会議に対する諮問（しもん）を強行しました。申請は、法的にも手続き的にも問題だらけ（裏面参照）で、本来ならただちに却下されるべきです。ところが知事は、詳しい調査を求める市東さんの願いを聞き入れず、空港会社の求めに応じて農地を力を取り上げる方向に動き出しました。

農業会議は本日10時から県自治会館の6階大ホールで開かれます。農民と農地を守る立場の農業会議が、調査なしの拙速審議で「許可」を答申することのないよう、私たちは訴えています。

農業会議員に訴えます——

農民と農用地保護を旨とする農地法に則り 耕作者からの聞き取りと実地調査を要望します

この問題は、市東さんの耕作地を空港用地として転用するために、空港会社が知事に対して賃貸借契約の解除を申請したものです。しかし、単なる農地転用と違って、現に耕作する者（市東さん）が耕作を続けることを希望しているのに、農地法を盾に契約を一方的に解除する（取り上げる！）ことは、きわめて異例であるばかりか、耕作者と農用地の保護を目的とする農地法に反します。

そればかりではありません。この農地は18年前に、耕作者の市東さんに無断で空港会社が旧地主から違法に買収し、売買の事実を隠すために地代を旧地主が取り続けるといふ不正を重ねていたのです。違法な売買の上にたつ違法かつ強引な契約破棄！ 国家事業だからといって堂本知事の許可決定で違法が許されるならこの社会は成り立ちません。

私たちは、千葉県農業会議員に訴えます。やみくもに手続きを進めることなく、農地法と農業委制度の本旨にたち、公平な立場で詳細に事実を調べ、判断するよう要望します。

2006. 9. 14

三里塚芝山連合空港反対同盟

（連絡先）事務局長・北原鉦治 成田市三里塚 115

18年も前に、非農耕者の公団が無断で農地を買収し、事実を隠して登記せず、地代も旧地主がとり続け、突然「畑を返せ」と迫ってくる——こんな不当は許されない！

① そもそも大正時代に市東さんの祖父が開墾した農地です

空港会社に取り上げようとしている畑は、大正時代に市東孝雄さんの祖父が、苦勞して原野を開いた農地です。それから休むことなく3代90年間にわたって耕し続けてきました。

本来、戦後の農地改革で無条件に自作地となるべきでしたが、手続きが適正に行われず、小作地のままにされました。この経過の上に、今回のデタラメな申請がなされたのです。



空港用地の適用を受けたが、国の収用権限が失われ収用できない農地

この農地は成田空港用地として土地収用法の適用を受けましたが、国の権限が失われ収用できなくなった農地です。

1991年5月、政府はそれまでの空港建設の非を謝罪し、「今後いかなる状況においても強制的手段はとらない」と声明しました。そして2年後に、収用手続きをとりさげました。市東さんの農地もこれに含まれています。

収用ができなくなった農地を、農地法を逆に使って知事の権限で取り上げようとするのは、法の乱用です。

② 有機・完全無農薬のかけがえのない農地です

この農地は20年前前から有機・無農薬を続けています。大切なのは土壌微生物が生息する土作りです。それは骨の折れる地道な作業を何年も続けて初めてできることなのです。

この農地から、アトピーに苦しむ子どもも食べることでできる安全な野菜が育まれているのです。



③ 18年前の無断買収や地代のだまし取りなど数々の違法行為があります

18年前、空港会社は耕作者の市東さんに内緒で、旧地主から農地を買収しました。しかもこの事実を隠すために、実に15年間も、旧地主が地代を取り続けていました。これらを農業委員会に届け出た形跡はありません。そして突然、空港会社が「地主だから畑を返せ」と迫ってきたのです。これでは耕作者に権利はありません。無断買収も地代の詐取も、知事に対する許可申請も、ことごとく農地法違反です。

それゆえ、成田市農業委員会は、知事に送った書類に「本来は地主・小作人双方の了解を得て、合意解約、離作補償、用地買収の後に、所有権移転することが望ましいことは明白」との、異例と言われる意見書を付けたのです。

④ 申請書は畑の位置特定に誤りがあり書類としても不完全です

空港会社の申請書は、耕作地の位置の特定が間違っています。市東さんの畑は昔も今も、同じ場所、同じ形です。このことは法務局の公図や国土地理院の航空写真からも明らかです。このようにズサンな申請書は、この一事をとっても却下されなければなりません。